

文教委員会資料

請願第20号 子どもたちが安心して学べる少人数学級を求める請願

- 資料1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要、少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する国の動向
- 資料2 小学校及び中学校における学級編制の比較等
- 資料3 新しい時代の学びの環境整備に向けた少人数学級等を実現するための指定都市市長会緊急要望
- 資料4 「令和の日本型学校教育」の実現に向けた緊急要望（指定都市教育委員会協議会）
- 資料5 請願事項に対する本市の考え方について

参考資料

- 文教委員会資料（令和2年6月12日）

令和3年2月12日

教育委員会事務局

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

(法律第 19 号・平成 23 年 4 月 22 日公布・同日施行)

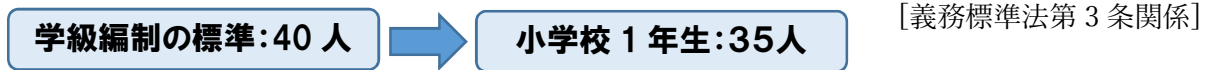
1 趣旨

- 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35 人以下学級について、公立小学校第 1 学年の学級編制の標準を見直す。

2 概要

(1) 35 人以下学級の推進

- 小学校 1 年生の学級編制の標準を現行の 40 人から 35 人に引き下げる。



- 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第 2 項・第 3 項関係]

(参考)

第 1 次 34～38 年度	第 2 次 39～43 年度	第 3 次 44～48 年度	第 4 次 49～53 年度	第 5 次 55～3 年度	第 6 次 5～12 年度	第 7 次 13～17 年度
50 人	45 人	➡		40 人	➡	

少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備に関する国の動向

R2.7 経済財政運営と改革の基本方針 2020	学校の臨時休業等の緊急時においても、安全・安心な教育環境を確保しつつ、全ての子どもたちの学びを保障するため、 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備 や ICT の活用など、新しい時代の学びの環境の整備について関係者間で丁寧に検討する。
R2.9 教育再生実行会議初等中等教育 WG	少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備 や関連する施設設備等の環境整備を進める方向で、当ワーキング・グループで議論するとともに、今後、 予算編成の過程において、関係者間で丁寧に検討 することを期待する。
R2.9 令和 3 年度概算要求	新しい時代の学びを支える環境を整備するため、 学級編制の標準の引き下げ を含め、 少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備 について、経済財政運営と改革の基本方針 2020 を踏まえ、 予算編成過程において検討 する。
R2.12 令和 3 年度予算(案)	少人数によるきめ細かな指導体制を構築するため、 義務標準法を改正し、小学校について学級編制の標準を 5 年かけて、学年進行で 35 人に計画的に引き下げる 。
R3.2 義務標準法改正案	政府は、 小学校の学級編制の標準を現行の 40 人(第 1 学年は 35 人)から 35 人に引き下げる義務教育標準法改正案を閣議決定し、議案として国会へ提出した 。

学級編制の標準の計画的な引き下げ

	R3	R4	R5	R6	R7
小学校 (40 人⇒35 人)	小 2	小 3	小 4	小 5	小 6

小学校及び中学校における学級編制の比較等

1 学級編制

35人編制とした場合の学級増及び学級増に伴う必要な人件費（R3.4.5見込）

		標準学級数	35人編制学級数	学級増	教職員数	費用(千円) 人数×単価
小学校	1年生	400	400			
	2年生	400	400			
	3年生	354	404	50	63	533,925
	4年生	358	394	36	46	389,850
	5年生	364	393	29	33	279,675
	6年生	355	397	42	52	440,700
	計	2,231	2,388	157	194	1,644,150
中学校	1年生	265	298	33	57	483,075
	2年生	270	311	41	63	533,925
	3年生	264	300	36	56	474,600
	計	799	909	110	176	1,491,600
合計		3,030	3,297	267	370	3,135,750

- 令和3年4月5日見込の児童生徒数を基に、小学校1年生及び2年生を35人、3年生以上及び中学生を40人編制とした通常学級の数「標準学級数」としています。
- 各学年を35人編制した通常学級の数「35人編制学級数」としています。
- 「教職員数」は、学級増に伴い必要となる教職員の数であり、義務標準法により算出される教職員定数等の標準に基づき試算しています。

※ 一人あたりの人件費

令和3年度一般会計の当初予算(案)における教職員を含む職員一人あたりの人件費

8,475千円

※ 上記人件費には、退職手当、児童手当は含めていない。

- 標準学級で編制した場合に、35人以下学級に在籍する児童生徒の割合は、小学校3年生以上で約60.1%、中学校全学年で約22.3%となる見込みです。

※ 実際には、令和3年度に向けて、今後研究指定等による少人数学級の実施校が加わります。

2 教室の整備

- 学級増に伴い不足が見込まれる教室数については、学校ごとに転用可能な教室やその他スペースの有無等、さまざまな実情があるため、一概に示すことは困難です。
- 小学校については、令和3年度予算(案)において、学級編制の標準を5年かけて、学年進行で35人に計画的に引き下げることが示されるとともに、義務標準法の改正案が閣議決定され、議案として国会へ提出されたことから、必要な教室数の確保に向け、**今後、詳細な現況調査を実施**します。

新しい時代の学びの環境整備に向けた少人数学級等を実現するための 指定都市市長会緊急要望

今、全国の学校現場では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と子どもたちの学習保障の両立に向け、教職員、保護者、地域の皆様の協力により教育活動が進められている。

社会のあり方が劇的に変わる「Society 5.0」と言われる時代の到来や新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な社会において、答えのない問いにどう向かうのかが問われている。このような中、子どもたち一人一人が未来を切り拓いていける力を身に付けるために、いかなる事態にあっても、子どもたちの学びを止めない「学びの保障」に向けた体制の確保はもとより、子どもたち一人一人の状況に応じた、誰一人取り残すことのないきめ細かな学びを実現するとともに、学校における働き方改革の一層の推進も図る、新しい時代の学びの環境を実現することが急務である。

こうした中、文部科学省では、ポストコロナ期における新たな学びの実現に向けた令和3年度概算要求において、学級編制の標準の引下げをはじめ、「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」が事項要求されるとともに、令和2年10月7日の中央教育審議会初等中等教育分科会では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）が取りまとめられ、少人数によるきめ細かな指導体制や小学校高学年からの教科担任制の在り方等の検討を進め、新時代の学びを支える指導体制や人材確保、必要な施設・設備の計画的な整備を図る必要性が示されたところである。

もとより、教職員定数の改善をはじめとする人的措置は、教育の機会均等という教育施策の根幹であり、各地方自治体の財政状況によって教育環境が左右されることがないよう、国の責務で措置されるべきであるとの認識の下、指定都市市長会においては、これまで少人数指導や小学校での教科担任制の充実及び加配教員の要件緩和等、教育環境の一層の充実に向け、更なる教職員定数の改善と学校における働き方改革推進のための人的措置の充実を要望してきているところである。

今後、ウィズコロナ時代を乗り越え、GIGAスクール構想の下で進められている一人一台PC端末の活用等による個別最適化した学びの実現や、学校における更なる働き方改革の推進に向け、少人数学級等によるきめ細かな指導体制を整備するために、下記のとおり要望する。

記

- 1 義務教育課程における普通学級での少人数学級の実現に向け、学級編制の標準を改正し、基礎定数の改善を図ること。
- 2 医療的ケアを必要とする子どもの増加など、障害等の実態が複雑かつ多様化している中、障害のある子どもたちへのきめ細かな支援のため、特別支援学校・特別支援学級の学級編制の標準を引き下げること。

- 3 少人数学級の実現にあたっては、各地方自治体が意欲ある優秀な教員の確保や教室等の施設整備について、各地域の実情に応じて、見通しを持って計画的に進めることができるための方策を早期に示すこと。
- 4 教員の勤務実態や急激な世代交代期を踏まえた、優秀な人材の確保が必要であり、教職調整額（４％）の見直しも含め、抜本的な処遇改善に必要な財政措置を令和３年度から講ずること。
- 5 教室数の確保等に伴う施設整備に対する補助制度について、基準の緩和や対象の拡大などの制度拡充を行うとともに必要な財政措置を行うこと。
- 6 学校や地域の実情に応じて、教育課題の解決や指導充実に向けて配置されている加配定数についても、学級編制の標準の改正と一体として更なる改善を図ること。
- 7 子ども一人一人の状況に応じたきめ細かな対応とコロナ禍の下での学校における働き方改革の一層の推進のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの養成や常勤化に向けた定数措置、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、日本語指導の支援員、医療的ケアを必要とする子どもを支援する看護師等、多様な専門職を各地方自治体の負担なく確保できるよう財政措置を行うこと。

令和２年１１月１３日
指定都市市長会

「令和の日本型学校教育」の実現に向けた緊急要望

今、全国の学校現場では、新型コロナウイルス感染症の拡大防止と子どもたちの学習保障の両立に向け、教職員の献身的な努力と保護者、地域の皆様の協力により教育活動が進められています。

社会のあり方が劇的に変わる「Society 5.0」と言われる時代の到来や新型コロナウイルスの感染拡大など先行き不透明な社会において、答えのない問いにどう向かうのかが問われている中、教育を通して、子どもたち一人一人が未来を切り拓いていける力を身に付けられるように、いかなる事態にあっても、子どもたちの学びを止めない「学びの保障」に向けた指導体制の確保はもとより、子どもたち一人一人の状況に応じた、誰一人取り残すことのないきめ細かな指導を実現するとともに、学校における働き方改革の一層の推進も図る、新しい時代の学びの環境を実現することが急務です。

こうした中、文部科学省の令和3年度概算要求において、ポストコロナ期における新たな学びの実現に向けた学級編制の標準の引下げをはじめとする「少人数によるきめ細かな指導体制の計画的な整備」が事項要求されるとともに、令和2年10月7日の中央教育審議会初等中等教育分科会では、「令和の日本型学校教育」の構築を目指して（中間まとめ）が取りまとめられ、少人数によるきめ細かな指導体制等、新時代の学びを支える指導体制や人材確保、必要な施設・設備の計画的な整備を図る必要性が示されたところです。

今後、GIGAスクール構想の下で進められている一人一台端末の活用等による個別最適化された学びの実現や、学校における更なる働き方改革の推進に向け、少人数学級等によるきめ細かな指導体制を整備するために、下記のとおり要望します。

記

1 少人数学級等の実現に向けた支援の拡充

- (1) 義務教育課程における普通学級での少人数学級の実現に向け、学級編制の標準を改正し、基礎定数の改善を図ること。また、学校や地域の実情に応じて、配置されている加配定数についても、学級編制の標準の改正と一体として更なる改善を図ること。
- (2) 子どもの障害等の実態が複雑かつ多様化し、特別支援教育の更なる充実が求められる中、障害のある子どもたちへのきめ細かな支援のため、特別支援学校・特別支援学級の学級編制の標準を引き下げること。

- (3) 意欲ある優秀な教員を確保するためには、教員の勤務実態や急激な世代交代期を踏まえた抜本的な処遇改善が必要であり、教職調整額(4%)の見直しも含め、必要な財政措置を講ずること。
- (4) 教室数の確保等に伴う施設整備に対する補助制度について、基準の緩和や対象の拡大などの制度改正を行うとともに必要な財政措置を行うこと。
- (5) 少人数学級の実現にあたっては、各地域の実情に応じて、見通しを持って計画的に教員の確保等を進めるための方策を早期に示すこと。
- (6) 子ども一人一人の状況に応じたきめ細かな対応とコロナ禍での学校における働き方改革の一層の推進のため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの養成・常勤化に向けた定数措置、スクール・サポート・スタッフ、部活動指導員、日本語指導の支援員、医療的ケアを必要とする子どもを支援する看護師等、多様な専門職を各地方自治体の負担なく確保できるよう財政措置を行うこと。

2 GIGAスクールの運用に向けた支援の拡充

- (1) 一人一台端末環境の継続的な運用・維持及び更新が必要になるため、予備端末の準備や故障修理など維持・保守費に必要な財政措置を行うこと。
- (2) 調べ学習やクラウドサービスの活用等には、高速大容量の通信回線の継続的な利用と教育用著作物ネット配信円滑化が必要になることから、学校からインターネットに接続する回線の通信回線費用及び授業目的公衆送信補償金等について、必要な財政措置を行うこと。
- (3) 個別最適化された学びや協働学習に不可欠な学習支援ソフトウェアや家庭学習等を行う際に子どもたちが安全・安心にインターネットを利用できるセキュリティ対策、ICT環境のない世帯の通信費負担についても、継続的かつ十分な財政措置を行うこと。
- (4) 端末数の増加及びクラウド環境利用に伴う教員の負担軽減や円滑な授業支援等のため、ICT支援員及び学校向けヘルプデスクの機能を充実させるために必要な財政措置を継続的に行うこと。
- (5) 教育のデジタル化にとって重要な要素となる学習者用デジタル教科書について、義務教育教科書の無償給与と同様の財政措置を行うこと。加えて、指導者用デジタル教科書についても必要な財政措置を行うこと。

令和2年11月30日
指定都市教育委員会協議会

請願事項に対する本市の考え方について

- 教育委員会といたしましては、少人数によるきめ細かな指導体制を構築することで、子ども一人ひとりに目が行き届きやすくなるなど一定の効果はあるものと考えておりますが、教職員定数の改善を図るためには、国による財源措置と、義務標準法の改正を含む定数改善計画の策定・実施が必要であると考えております。
- この度、国におきまして、小学校の学級編制の標準を学年進行により段階的に35人に引き下げる義務標準法の改正案が、閣議決定され、すでに議案として国会に提出されたところでございますので、まずは、小学校における必要な教員及び教室の確保に向けて取組を進め、計画的な35人以下学級を推進するとともに、中学校につきましては、引き続き、今後の国の動向等を注視してまいります。

文教委員会資料

請願第 1 号 義務教育に係る国による財源確保と、30人以下学級の実現をはかり、教育の機会均等と水準の維持向上、並びにゆきとどいた教育の保障に関する請願

請願第 13 号 少人数学級の推進と小学校の英語専科教員の加配を求める請願

資料 1 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要、県費負担教職員の給与負担等の移譲について

資料 2 学級編制の弾力的運用による 35 人以下学級の実施状況表(令和元年 5 月 1 日現在)

資料 3 小学校及び中学校における学級編制の比較等 (30 人以下学級)

資料 4 小学校及び中学校における学級編制の比較等 (35 人以下学級)

資料 5 令和元年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について (文部科学省資料)

資料 6 令和元年度少人数学級 (研究指定校) の取組概要

資料 7 令和元年度少人数指導等 (指導方法工夫改善) の取組概要

資料 8 令和 2 年度国の予算編成に対する要請書 (川崎市)

資料 9 要望書 (指定都市教育委員会協議会)

資料 10 令和 2 年度国の施策及び予算に関する提案 (指定都市)

資料 11 小学校における外国語教育について

令和 2 年 6 月 12 日

教育委員会事務局

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の概要

1. 趣旨

○ 新学習指導要領の本格実施や、いじめ等の学校教育上の課題に適切に対応ができるよう、35人以下学級について、公立小学校第1学年の学級編制の標準を見直す。また、市町村教育委員会が地域や学校の実情に応じ、学級を柔軟に編制することができるよう、都道府県教育委員会の関与を見直す。

2. 概要

(1) 35人以下学級の推進

○ 小学校1年生の学級編制の標準を現行の40人から35人に引き下げる。[義務標準法第3条関係]

学級編制の標準: 40人

➔

小学校1年生: 35人

○ 政府は、学級編制の標準を順次改定すること等について検討を行い、その結果に基づき、法制上その他の必要な措置を講ずることとし、当該措置を講ずるに当たっては、これに必要な安定した財源の確保に努める。[改正法附則第2項・第3項関係]

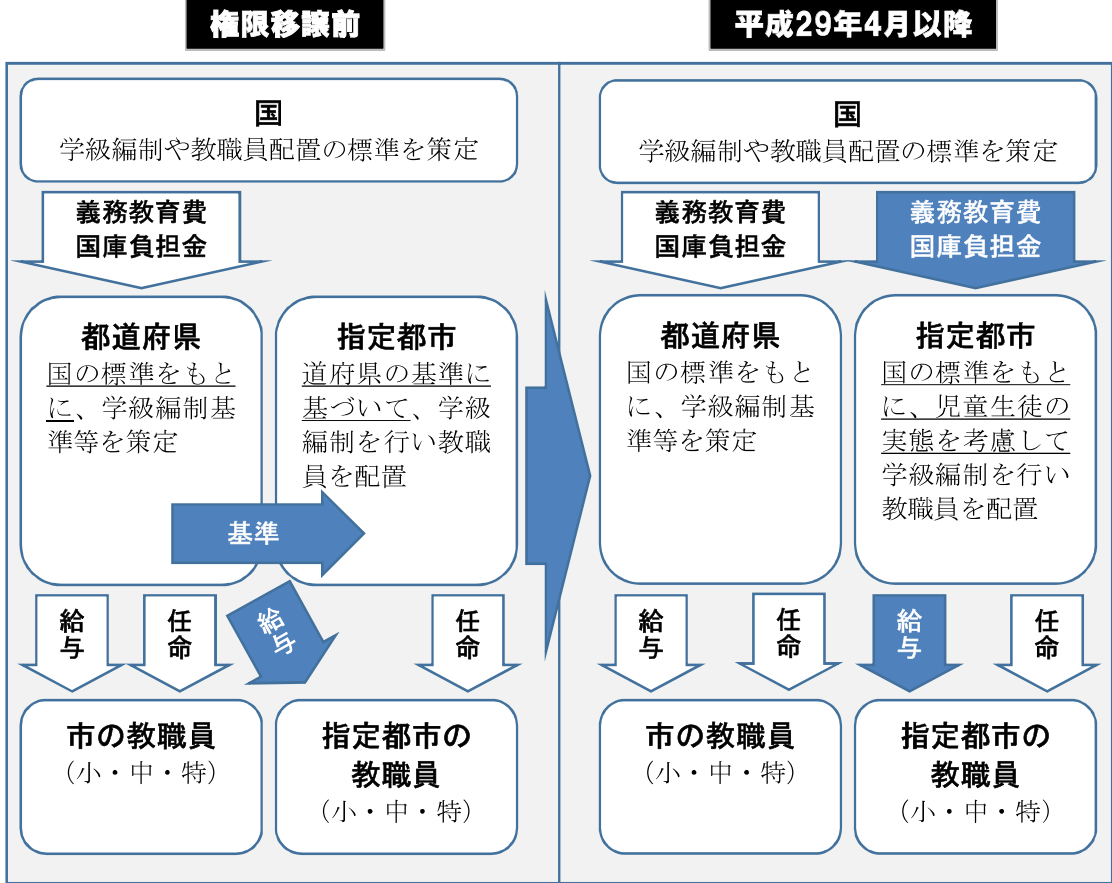
(参考)

第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次	第7次
34~38年度	39~43年度	44~48年度	49~53年度	55~3年度	5~12年度	13~17年度
50人	45人	➔		40人	➔	

県費負担教職員の給与負担等の移譲について

■ 「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」いわゆる「第4次一括法」の施行により、平成29年4月から、市立小中学校や特別支援学校の県費負担教職員の給与等の負担や定数の決定権限等の包括的な権限が道府県から指定都市に移譲されるとともに、個人住民税所得割の2%が指定都市に税源移譲された。

● 権限移譲イメージ



学級編制の弾力的運用による35人以下学級の実施状況表(令和2年5月1日現在)

ア 学校種別弾力的運用実施校数

	小学校 実施校数		中学校 実施校数		合計 実施校数	
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
H16年度	11	2		1	11	3
17年度	15	3		2	15	5
18年度	32	5		2	32	7
19年度	39	6	6	3	45	9
20年度	65		10		75	
21年度	66	6	12		78	6
22年度	64	4	18		82	4
23年度	63	6	16		79	6
24年度	73	1	10		83	1
25年度	70	3	6	1	76	4
26年度	80	2	8		88	2
27年度	77	1	7	2	84	3
28年度	81	1	6	1	87	2
29年度	86	3	7	2	93	5
30年度	72	3	9	2	81	5
R1年度	73	1	6	0	79	1
R2年度	75	1	6	2	81	3

【研究指定】
● 少人数指導やティーム・ティーチングのために配当される目的定数を学級担任に充て少人数学級に係る研究指定校として実施するもの

【弾力化】
● 学級数に応じて配当される基本定数のうち、学級担任以外の教員を学級担任に充て少人数学級を実施するもの

※ 表「ア」は少人数学級の実施校数であり、表「イ」は小学校における学年別の件数であるため、合計数は異なります。

イ 小学校学年別内訳(実施件数)

	1年生		2年生		3年生		4年生		5年生		6年生		合計	
	研究指定	弾力化	研究指定等 実質	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化
H16年度	11	1		1									11	2
17年度	13	1	4							1		1	17	3
18年度	23	1	13	1		2				1			36	5
19年度	31	1	12			4						1	43	6
20年度	42		15		6	4		3		5			75	
21年度	42	1	14		4	3		8	1	8	4		79	6
22年度	37	1	11		6	1	5		6		11	2	76	4
23年度			41	1	3	1	9		10	2	7	2	70	6
24年度			42		17	1	6		13		17		95	1
25年度			38		23	1	7		10		17	2	95	3
26年度			49		20		16	1	13		11	1	109	2
27年度			38		14		14	1	17		21		104	1
28年度			42		17		13		12		17	1	101	1
29年度			49		12		11	1	13	1	14	2	99	4
30年度			38		11		12		15	2	16	1	92	3
R1年度			2	39	8		14		12		16	1	91	1
R2年度			2	46	11		7		13		15	1	94	1

ウ 中学校学年別内訳(実施件数)

	1年生		2年生		3年生		合計		
	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	研究指定	弾力化	
H16年度						1		1	
17年度						2		2	
18年度		1		1				2	
19年度	6			1		2	6	3	
20年度	4		5		3			12	
21年度	3		6		3			12	
22年度	5		6		7			18	
23年度	2		7		8			17	
24年度	3		4		7			14	
25年度	4		2		2	1	8	1	
26年度	3		4		3			10	
27年度		2	5		3			8	2
28年度	1	1			5		6	1	
29年度	2	1	2	1	3		7	2	
30年度	4	1	2		3	1	9	2	
R1年度			3		3		6	0	
R2年度	1	1	1	1	4	0	6	2	

小学校及び中学校における学級編制の比較等（30人以下学級）

1 学級編制

30人以下学級を実施した場合の学級増及び学級増に伴う学級担任に必要な人件費

		学級数 (小1・2は35 人編制)	30人編制	学級増	費用(千円) 人数×単価
小学校	1年生	402	455	53	317,470
	2年生	405	457	52	311,480
	3年生	358	457	99	593,010
	4年生	364	458	94	563,060
	5年生	356	451	95	569,050
	6年生	355	457	102	610,980
	計	2,240	2,735	495	2,965,050
中学校	1年生	270	355	85	509,150
	2年生	265	347	82	491,180
	3年生	258	339	81	485,190
	計	793	1,041	248	1,485,520
合計		3,033	3,776	743	4,450,570

※ 学級担任に必要な人件費の積算であり、級外教諭の増加分は含めていない。

※ **教諭一人当たりの人件費**

義務教育諸学校教育職給料表 2級の給与（給料月額+教職調整額+地域手当）の支給総額÷対象者数（正規+臨任）×16.50月

$$(1,427,155,900 \text{ 円} + 57,072,176 \text{ 円} + 240,717,227 \text{ 円}) \div 4,752 \text{ 人} \times 16.50 \text{ 月} \approx 5,990 \text{ 千円}$$

※ 上記人件費には、その他の手当（住居手当、扶養手当、通勤手当等）、社会保険料の事業主負担分等は含めていない。

2 教室の整備

学級増に伴い不足する教室数と増築に必要な工事費

	不足する教室数	費用(千円)
小学校	102	10,448,676
中学校	45	4,609,710
計	147	15,058,386

※ **1教室あたりの工事費**

過去5年間で普通教室のみを増築工事した学校（3校）の実績から算出

$$(末長小@107,236 \text{ 千円} + 西梶ヶ谷小@115,623 \text{ 千円} + 塚越中@84,455 \text{ 千円}) \div 3 \text{ 校} = 102,438 \text{ 千円}$$

※ 上記工事費には、設計費、工事監理費等は含めていない。

小学校及び中学校における学級編制の比較等（35人以下学級）

1 学級編制

35人以下学級を実施した場合の学級増及び学級増に伴う学級担任に必要な人件費

		学級数 (小1・2は35 人編制)	35人編制	学級増	費用(千円) 人数×単価
小学校	1年生	402	402		
	2年生	405	405		
	3年生	358	397	39	233,610
	4年生	364	395	31	185,690
	5年生	356	399	43	257,570
	6年生	355	393	38	227,620
	計	2,240	2,391	151	904,490
中学校	1年生	270	310	40	239,600
	2年生	265	298	33	197,670
	3年生	258	295	37	221,630
	計	793	903	110	658,900
合計		3,033	3,294	261	1,563,390

- 小学校3年生及び中学校1年生の学級編制を35人とした場合、学級担任に必要な教員数は79人となり、473,210千円の人件費が毎年必要となる。

※ 学級担任に必要な人件費の積算であり、級外教諭の増加分は含めていない。

※ 教諭一人当たりの人件費

義務教育諸学校教育職給料表 2級の給与（給料月額+教職調整額+地域手当）の支給総額÷対象者数（正規+臨任）×16.50月

$(1,427,155,900 \text{ 円} + 57,072,176 \text{ 円} + 240,717,227 \text{ 円}) \div 4,752 \text{ 人} \times 16.50 \text{ 月} \approx 5,990 \text{ 千円}$

※ 上記人件費には、その他の手当（住居手当、扶養手当、通勤手当等）、社会保険料の事業主負担分等は含めていない。

2 教室の整備

学級増に伴い不足する教室数と増築に必要な工事費

	不足する教室数	費用(千円)
小3	3	307,314
中1	4	409,752
小3～中3	25	2,560,950

※ 1教室あたりの工事費

過去5年間で普通教室のみを増築工事した学校（3校）の実績から算出

$(\text{末長小} @ 107,236 \text{ 千円} + \text{西梶ヶ谷小} @ 115,623 \text{ 千円} + \text{塚越中} @ 84,455 \text{ 千円}) \div 3 \text{ 校}$

$= 102,438 \text{ 千円}$

※ 上記工事費には、設計費、工事監理費等は含めていない。

令和元年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

自治体名	校種	学年	選択制	概要
札幌市	中	1年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級
仙台市	中	1～3年		35人以下学級
さいたま市	中	1年		研究指定校において38人以下学級
千葉市	小	3・4年	○	35人以下学級
		5・6年	○	38人以下学級
	中	全学年	○	38人以下学級
川崎市	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象）
	中	全学年		
横浜市	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象）
	中	全学年		
相模原市	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象）
	中	全学年		
新潟市	小	1・2年		32人以下学級
		3・4年		32人以下学級（下限23人）
		5・6年		35人以下学級（下限25人）
	中	全学年		35人以下学級（下限25人）
静岡市	小	3～6年	○	35人以下学級（下限25人）
	中	全学年	○	35人以下学級（下限25人）
浜松市	小	1・2年	○	30人以下学級（下限25人）
		3～6年	○	35人以下学級（下限25人）
	中	全学年	○	35人以下学級（下限25人）
名古屋市	小	1・2年		30人以下学級
	中	1年		35人以下学級
京都市	小	3～6年	○	30人程度学級
		3年		30人以下学級
	中	1・2年	○	35人以下学級
大阪市				
堺市	小	3～6年	○	1学級の平均児童数が38人を超える学年で、38人以下学級
神戸市	小	3・4年	○	研究指定校において35人以下学級
岡山市	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級
	中	全学年	○	研究指定校において35人以下学級
広島市	小	3～6年	○	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学年で35人以下学級
	中	1年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学年で35人以下学級
北九州市	小	3年		35人以下学級
		1年		
	中	4～6年	○	35人以下学級
		2・3年		
福岡市	小	3・4年		35人以下学級
	中	1年	○	35人以下学級
熊本市	小	3・4年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級

注1)「選択制」欄は、市町村の判断で、少人数学級又は少人数指導等の選択的な実施を認めている都道府県・指定都市。
 注2)「研究指定校」における実施は、国の加配定数を活用して少人数学級を実施している場合のうち、一部の学校を対象として実施している場合。

令和元年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

自治体名	校種	学年	選択制	概要
北海道	中	1年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望）
青森県	小	1～4年		学年2学級以上の学校で33人以下学級
	中	1年		
岩手県	小	3～6年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	全学年		35人以下学級
宮城県	中	1年		35人以下学級
秋田県	小	1～6年		学年2学級以上の学校で30人程度学級
	中	1～3年		学年2学級以上の学校で30人程度学級
山形県	小	1年		学年2学級以上の学校で33人以下学級（市町村教委からの要望）
		2年		学年2学級以上の学校で33人学級（市町村教委からの要望）
		3～6年		学年2学級以上の学校で33人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	全学年		
福島県	小	1・2年	○	30人以下学級
		3～6年	○	30人程度学級（33人での学級編制を可能とする定数を措置）
	中	1年	○	30人以下学級
		2・3年	○	30人程度学級（33人での学級編制を可能とする定数を措置）
茨城県	小	3～6年		児童生徒数35人を超える学級を3学級以上有する学校で35人以下学級
	中	1～3年		
栃木県	小	3・4・5年		35人以下学級
	中	全学年		
群馬県	小	1・2年		30人以下学級
		3・4年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級
埼玉県	中	1年	○	38人以下学級（市町村教委からの要望）
千葉県	小	3年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
		4～6年	○	38人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	1年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
		2・3年	○	38人以下学級（市町村教委からの要望）
東京都	中	1年	○	学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学年で35人以下学級
神奈川県	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も対象）
	中	全学年		
新潟県	小	1・2年		32人以下学級（前年度の学級数を維持する場合も含む）
		3～6年		35人以下学級（下限25人）
	中	全学年		35人以下学級（下限25人）
富山県	小	3・4年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	1年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
石川県	小	3・4年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	1年		
福井県	小	3・4年	○	35人以下学級
		5・6年		36人以下学級
	中	1年		30人以下学級
		2・3年		32人以下学級

令和元年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

自治体名	校種	学年	選択制	概要
山梨県	小	1年	○	学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級（市町村教委からの要望）
		2年		学年2学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級（市町村教委からの要望）
		3～6年		学年2学級以上で、1学級の平均児童数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望）
	中	1～3年		学年2学級以上で、1学級の平均生徒数が35人を超える学校で35人以下学級（市町村教委からの要望）
長野県	小	3～6年		35人以下学級
	中	全学年		35人以下学級
岐阜県	小	3年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級
静岡県	小	3～6年	○	35人以下学級
	中	全学年	○	35人以下学級
愛知県	中	1年		35人以下学級
三重県	小	1年	○	30人以下学級（下限25人）
		2年		30人以下学級（下限25人）ただし、学年1～2学級の36人以上学級は解消
	中	1年		35人以下学級（下限25人）
滋賀県	小	3年	○	35人以下学級
		4～6年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級
		2・3年		35人以下学級
京都府	小	3～6年	○	30人程度学級
	中	全学年	○	35人以下学級
大阪府				
兵庫県	小	3・4年	○	35人以下学級（市町村教委からの要望）
奈良県	小・中	全学年	○	研究指定校において30人以下学級
和歌山県	小	3～6年		研究指定校において35人以下学級。ただし、学年2学級以下の場合は38人以下学級
	中	全学年		研究指定校において35人以下学級
鳥取県	小	1・2年		30人以下学級
		3～6年		35人以下学級
	中	1年		33人以下学級
		2・3年		35人以下学級
島根県	小	1・2年	○	30人以下学級
		3～6年	35人以下学級	
	中	全学年	35人以下学級	
岡山県	小	3～6年	○	研究指定校において35人以下学級
	中	全学年	○	研究指定校において35人以下学級
広島県				
山口県	小	1年		学年4学級以上で、1学級の平均児童数が30人を超える学校で30人以下学級（市町村教委からの要望）
		3～6年		35人以下学級
	中	全学年		
徳島県	小	3～6年		35人以下学級
		1年		
	中	2・3年		研究指定校において35人以下学級

令和元年度における国の標準を下回る「学級編制基準の弾力的運用」の実施状況について

自治体名	校種	学年	選択制	概要
香川県	小	3・4年		35人以下学級
	中	1年		
	小	5・6年		1学級の平均児童生徒数が35を超える学校で35人以下学級（市町教委からの要望）
	中	2・3年		
愛媛県	小	3・4年		35人以下学級
		5・6年		児童数が概ね各学年100人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
	中	全学年		生徒数が概ね各学年200人を超える学校で、必要性を考慮した35人以下学級
高知県	小	1・2年		30人以下学級
		3・4年		35人以下学級
	中	1年		30人以下学級（市町村教委からの要望）
福岡県	小	3～6年		研究指定校において35人以下学級
	中	全学年		
佐賀県	小	3～6年	○	35人以下学級
	中	全学年		
長崎県	小	1年	○	30人以下学級
		6年		35人以下学級
	中	1年		
熊本県				
大分県	小	1年		30人以下学級（18人下限）
		2年		30人以下学級（20人下限）
中	1年			
宮崎県	小	1・2年		学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級
	中	1年		35人以下学級
鹿児島県	小	1・2年		学年児童数が31～35人を除いた学校で30人以下学級
	中	1年		生徒数36人以上の学級を2学級以上有する学校のうち研究指定校において35人以下学級
沖縄県	小	1・2年		30人以下学級（下限25人）
		3～6年		35人以下学級
	中	1年		35人以下学級

令和元年度 少人数学級（研究指定校）の取組概要

■ 少人数学級によるメリット

小 学 校	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級担任が日常的に児童それぞれの到達度や理解の度合いを十分に確認することができ、必要に応じた支援や指導が可能になった。また、より効果的な授業展開や単元構成の工夫が行えている。 ● 落ち着いて学習に取り組むことが苦手な児童も、担任からの声掛けや個別対応の機会が増えたことで意欲的に学習に臨む姿が見られるようになった。 ● よりきめ細やかに子どもたちを見取ることで、多くの活躍の場を一人一人に与えることができたことにより児童の良い面を伸ばすことができた。また、自尊感情の高まりとともに、同じクラスの間関係を大切にしようとする他者への共感的態度も育ち、全体として穏やかで好ましい集団を形成することができた。 ● 教室にゆとりがあることで、多様な学習環境を生み出すことができた。
中 学 校	<ul style="list-style-type: none"> ● 学級の生徒数を減らしたことで、各担任および各教科担当が、生徒一人ひとりに関われる機会が増え、きめ細やかな指導を行うことができた。 ● みとりがしやすくテストの採点や評価などの時間を要する部分への負担がすくなく教員にゆとりが生まれ穏やかに生徒と接することができた。 ● 子どもと向き合う時間が確保できるため、基本的な生活習慣が定着しやすく、また、良好な人間関係づくりができた。

■ 少人数学級によるデメリット

小 学 校	<ul style="list-style-type: none"> ● 個人差が出やすい教科においては、少人数学級にしても課題は残る。 ● 人数が少ないため、仲の良い子が全員他のクラスになり、年度当初は困惑している児童もいた。
中 学 校	<ul style="list-style-type: none"> ● 一部の職員の持ち時間の増加による負担増が感じられた。

令和元年度 少人数指導等（指導方法工夫改善）の取組概要

■ 少人数指導等によるメリット

小学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 少人数指導やチーム・ティーチングにより、児童が分からない時に質問しやすい雰囲気ができ、「やってみよう」という児童の前向きな意欲につながった。また、一人ひとりに目が行き届き、個々に学習の進捗状況やつまづきをみとることができ、今後の指導に十分に生かすことができた。 ● 低学年の指導に関しては、チーム・ティーチングで丁寧に対応することが有効であり、指導内容が定着し、学習意欲にもつながった。 ● 少人数指導にすることで、発言する機会が増えたり、練習問題に対して自分のペースで確実に取り組めたりするなど、児童の自信につながっている。 ● 加配教員が、意欲や関心を引き出す教材を作成することで、教員の教材研究の幅も広がった。 ● 授業に複数の教員が関わることで、児童の気持ちの落ち込みに伴う学習態度の変容に気づくことができた。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 生徒一人ひとりの習熟度・学習到達度をきめ細やかに把握しながら、つまづき等に早期に気づき、寄り添った指導につなげることができた。また、学習に取り組む意欲について効果的な伸長を図ることができた。 ● 少人数授業は生徒がより授業に集中でき、話し合い活動もスムーズに行える部分がある。また、自ら意見を出せる場面も増えたことで、生徒の学習活動が充実するメリットを感じる。

■ 少人数指導等によるデメリット

小学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 少人数指導を実施するための教室の確保に苦慮した。 ● 担任との打ち合わせの時間がなかなか取れなかった。
中学校	<ul style="list-style-type: none"> ● 指導者同士の話し合いを持つ時間が確保しづらいことが課題である。

本市としては、児童生徒の習熟度に応じた指導や特別な教育的ニーズに対応するため、指導方法工夫改善定数を活用して、少人数学級も含め、少人数指導やチーム・ティーチングを選択できるようにしており、各学校が実情に応じてきめ細やかな指導が実施できるよう、教育環境の充実を図ることが重要であると考えている。

令和 2 年 度

国の予算編成に対する要請書

(文 部 科 学 省)

令和元年 6 月

川 崎 市

教職員定数の改善等について

【文部科学省】

■ 要請事項

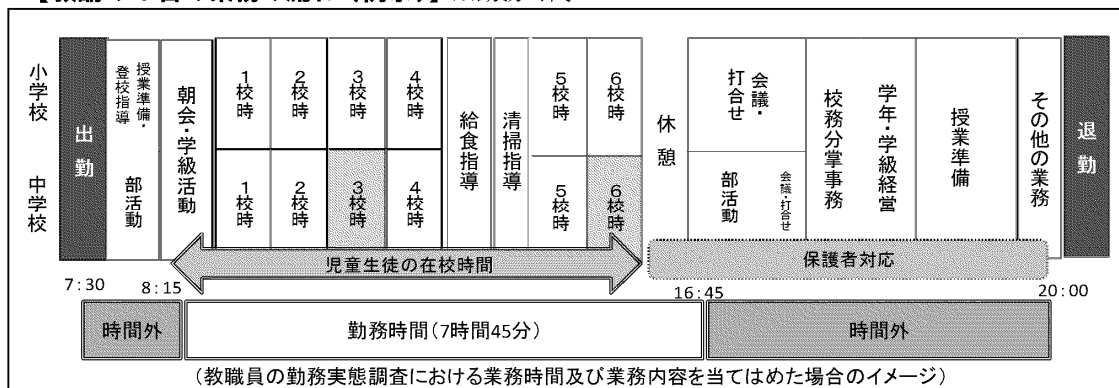
- 1 学校における働き方・仕事の進め方改革を確実に推進することで、教員が子どもと向き合う時間を確保し、きめ細やかな指導を実現するため、35人以下学級の推進や小学校の専科指導の充実など、義務標準法の改正による定数改善を実施すること。
- 2 いじめ・不登校等への早期発見・早期対応や子どもたちが抱えるさまざまな課題の解決に資するため、児童支援を専任する教員を定数として措置すること。

■ 要請の背景

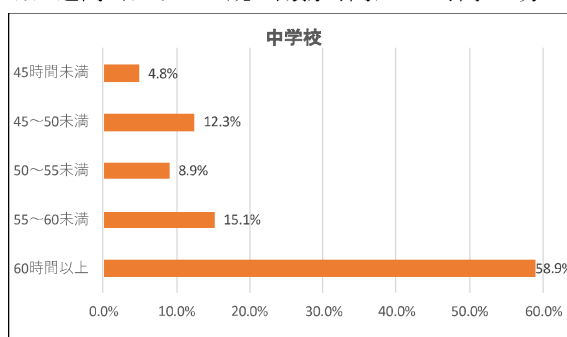
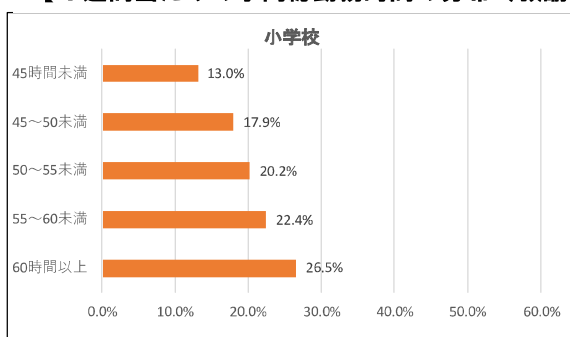
- 学校現場では、特別支援学級に在籍する児童生徒や通常の学級における発達障害のほか、いじめや不登校、経済的に困難な家庭など、教育的ニーズが多様化するとともに、新学習指導要領の着実な実施をはじめ、外国人材の受け入れ促進に伴う日本語指導の必要な児童生徒の増加など、さまざまな教育課題への対応が求められています。また、教員の長時間勤務が全国的な課題と認識される中、平成29年度に実施した本市教職員の勤務実態調査結果でも、本市の教員の長時間勤務の実態が改めて確認できたところであり、教員が子どもと向き合う時間の確保が課題となっています。
- また、本市では、子ども一人ひとりの教育的ニーズに適切に対応し、小学校における包括的な児童支援体制を構築するため、全小学校で児童支援コーディネーターを専任化していますが、児童支援コーディネーターの定数を全小学校に配置するのは困難であり、多くの小学校では、児童支援業務に専念できるよう、担当授業時間数等を軽減するための非常勤講師を配置している状況です。
- 国においては、いじめ等の教育上の課題に適切に対応し、教員が子どもと向き合う時間の確保を図ることにより質の高い義務教育を実現するため、義務標準法の改正による教職員定数の改善を進めるとともに、児童が抱える諸課題に適切に対応するため、児童支援を専任する教員の定数措置を図るよう要請します。

■ 現状

【教諭の1日の業務の流れ（例示）】※勤務時間 8:15～16:45



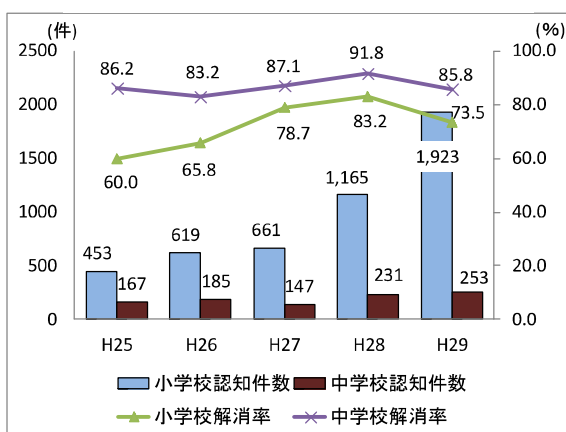
【1週間当たりの学内総勤務時間の分布（教諭）】※1週間当たりの正規の勤務時間は38時間45分



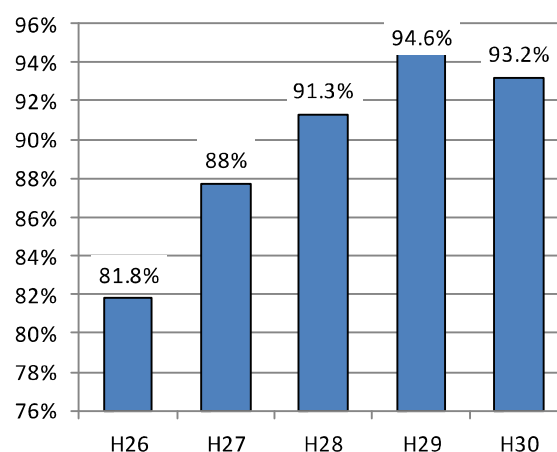
■ 効果等

- 教員が心身ともに健康でやりがいをもって働くことができる環境を整備し、子どもと十分に向き合い授業改善等に取り組むことで、学校教育の充実が図られる。
- 児童支援コーディネーターを専任化することで、丁寧な見取りによりいじめの認知件数が増加するとともに、校内支援体制が構築され、支援の必要な児童の課題改善率も上昇傾向にあります。

【いじめ認知件数及び解消率】



【支援の必要な児童の課題改善率】



この要請文の担当課／教育委員会事務局職員部教職員企画課 TEL 044-200-0368

要 望 書

令和元年 7 月

指定都市教育委員会協議会

1 教職員配置の充実改善

学校教育の一層の充実を図るため、大都市における特有の事情を御勘案のうえ、次の事項について特段の御配慮をお願いします。

(1) 義務教育費国庫負担制度の在り方

義務教育費国庫負担制度については、公立義務教育諸学校の教職員の給与費が義務教育の根幹を支える重要な事項であることを十分に踏まえ、地域の実情に応じたより効果的な教育が展開できるよう、地方に負担転嫁することなく、その所要額全額について、適切な財政措置を講じられたい。

(2) 教職員定数の更なる改善

いじめ等の課題や基礎学力の向上など個に応じたきめ細かな指導を実現し、新学習指導要領に基づく教育活動を着実に実施するほか、小中一貫教育の推進等に適切に対応するためには、教職員定数の改善が不可欠である。小学校第2学年での35人学級の法制化に向けた検討という動きはあるものの、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成23年法律第19号）附則第2項の規定に基づき、小学校第6学年まで及び中学校に係る学級編制の標準の改定を順次進められたい。

また、インクルーシブ教育システムを推進する観点から、通常学級において、特別支援学級の児童生徒が学ぶ機会が飛躍的に増加しており、通常学級の学級編制にあたっては、特別支援学級の児童生徒を加えて学級編制されたい。

なお、その際、次に掲げる定数措置等を実施されたい。

ア 副校長、主幹教諭、指導教諭の配置状況改善のための、国における配当基準の明確化及び定数化

イ 学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の指導（一人一人の児童生徒の実情に応じたきめ細かな対応）が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の増及びいじめ・不登校への早期対応をはじめ、児童生徒が抱える諸問題の解決

- に資するための、児童生徒への指導や支援、家庭・地域・関係機関との連携等を専任する教員の全小中義務教育学校1名以上の加配定数の確保
- ウ 小学校における教科担任制の導入・専科教員による指導の充実や各都市で行われている少人数学級編制を更に充実するための加配定数の確保
- エ 小学校英語の教科化及び外国語教育の充実に向けた小学校英語専科教員の全小学校への配置が可能となる加配定数の拡充及び定数措置基準（24コマで1人）の緩和並びに英語専科教員の英語力の要件の緩和
- オ 少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングなどのきめ細かな指導等を行うための指導方法工夫改善加配の基礎定数化の拡充
- カ 特別支援教育コーディネーターの専任化を進め、教育的ニーズのある全ての児童生徒への早期対応や、教育相談・療育機関等の関係諸機関と適切に連絡・調整するなどの包括的な対応により、総合的に特別支援教育を充実するための、各学校1名の加配定数の確保
- キ 授業時間数が増加したことに対応するための定数の改善
- ク 初任者研修指導教員の定数措置の改善（本来の基準である初任者4名につき指導教員1名の割合での定数措置）や教育センター等における研修定数の拡充、養護教諭等の増員、栄養教諭及び学校栄養職員のより一層の定数改善
- ケ 小中一貫教育の利点を活かした教育活動が可能となるよう、義務教育学校や中学校併設型小学校・小学校併設型中学校はもとより、小中一貫教育に取り組むその他の学校に対しても、教職員定数の加配措置及び外国語をはじめとする小学校高学年における専科教育の充実や、小・中学校両教育課程に携わる教員の負担軽減等のための標準法改正を含めた教職員定数の確保
- コ 不登校児童生徒等を対象とする特別の教育課程を編成して教育を実施する学校において、児童生徒にきめ細かな指導を行うための加配教員の確保
- サ 学校事務職員が学校における総務・財務等の専門性等を活かし、管理職を補佐して学校運営に関わることができるよう

にするための定数措置の一層の充実

シ 基礎定数化された通級指導担当教員や日本語指導担当教員、初任者研修担当教員の定数積算に係る対象要件の緩和や配当基準の改善

ス 大量退職・大量採用が続く中、出産休暇・育児休業取得者（育児短時間勤務者含む）や介護への配慮が必要な教職員、再任用教職員が増加傾向であることを踏まえた、働きやすい環境づくりを進めるための定数の改善。特に、育児休業者又は育児短時間勤務者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも国庫負担の対象とすること。

セ 夜間中学における教職員定数の確保

（3）教員の給与改善

教育水準の維持向上には、優れた教員の確保が不可欠であること、また、教員の大量退職により教員の確保が一層困難になること、更に、優秀な人材が必要な数だけ確保できなければ、結果的に教育水準の低下を招くこと等を踏まえ、高い専門性と職責の反映である教員給与の優位性を定めた人材確保法の趣旨を踏まえた適切な給与制度を至急確立されたい。

教職調整額の見直しにあたっては、実態に即した制度設計と確実な財政措置を講じられたい。

また、教員の給与水準は、給与負担等の指定都市への移譲に伴い、各指定都市が決定することとなったが、教員の給与制度の根幹については、法定されているところである。今後更なる教員の給与制度の改善に向け、教育の機会均等と教育水準の維持向上の観点から、次の事項に配慮しつつ、一定の指標ないし基準を策定されたい。

ア 管理職手当の改善

イ 教員特殊業務手当の改善

特に、児童又は生徒に対する緊急の補導業務及び児童又は生徒の負傷・疾病等に伴う救急の業務に係る手当の支給要件の緩和

ウ 給料月額の改善

(4) 県費負担教職員の給与負担等の移譲後における財政措置

平成29年4月から県費負担教職員の給与負担等が道府県から指定都市へ移譲されたところである。

移譲に伴い新たに発生した人事・給与事務等について、引き続き現行の教育水準を安定的に維持するために、必要な体制の整備・確保に要する財政需要があることから、国庫負担を行った上で、各都市の実情を考慮し、必要に応じて財政措置を講じられたい。

(5) 日本語指導が必要な児童生徒への教育の充実

今後、公立学校に在籍する外国人児童生徒等の更なる増加が予想される現状において、日本語指導が必要な児童生徒の受入れから卒業後の進路までの一貫した指導・支援体制充実のため、日本語指導担当教員の定数加配措置の充実並びに基礎定数化に伴う対象要件の緩和及び配当基準の改善を図られたい。

また、外国人児童生徒等とその保護者が日本の学校生活について十分理解できるように母語で支援ができる支援員や、地域での学びを支える学習支援員の配置等について、適切な財政措置を講じられたい。

(6) 障害のある教員への指導時数等軽減措置の制度化及び法定雇用率の達成に向けた体制づくり

障害のある教員に対し、必要に応じて指導時数等の軽減が図られるよう、財政措置を講じられたい。

また、法定雇用率の達成に向けた体制づくりが図られるよう、教職員定数の確保を講じられたい。

(7) 補習等のための指導員等派遣事業

教育支援体制整備事業費補助金（補習等のための指導員等派遣事業）について、国庫補助基準額の引き上げ及び国庫補助率の嵩上げを図られるとともに、民間事業者を活用した人員配置及び指導員の研修やコーディネーターの配置、地域人材（報償費による有償ボランティア）に係る経費についても補助対象となるよう、更なる財政措置の拡充を図られたい。

令和 2 年 度
国の施策及び予算に関する提案

令和元年 7 月

指 定 都 市

8 学校における働き方改革の推進

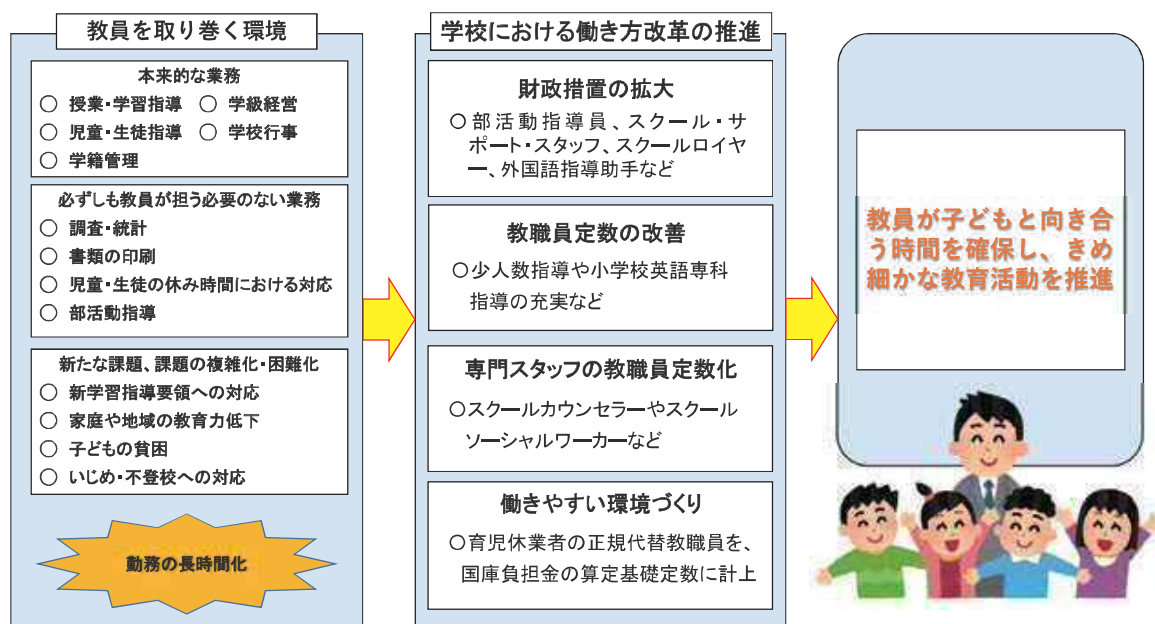
- (1) 専門スタッフの配置など教員の負担軽減に向けた施策について、より一層の財政措置を講ずること。
- (2) 更なる教職員定数の改善を図ること。
- (3) スクールカウンセラーなどの専門家を定数化し、国庫負担の対象とすること。
- (4) 育児休業者の代替措置として配置する正規教職員を国庫負担金の算定基礎定数に含めること。

【要請の背景】

- (1) 学校が抱える課題がより複雑化・困難化する中で、教員が子どもと向き合う時間を確保し、子ども一人一人の個性を大切にしたいきめ細かな教育活動を進めるためには、学校における業務の明確化・適正化を図るなど、学校における働き方改革を推進する必要がある。

そのため、部活動指導員やスクール・サポート・スタッフ、スクールロイヤー、外国語指導助手等の配置など教員の負担軽減のための施策について、配置数の拡大や都市部の実態を踏まえた補助基準額の引上げ、補助率の嵩上げ、補助制度の創設、人材派遣・外部委託・地域人材を活用した事業等を補助対象に加えるなど、各地域の実態に応じた多様な運営手法を選択し得る制度となるよう、より一層の財政措置を講ずべきである。

- (2) 少人数指導や小学校での教科担任制の充実及び加配教員の要件緩和等、更なる教職員定数の改善を図るべきである。
- (3) スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーをはじめとする専門家を教職員定数として算定し、国庫負担の対象として位置付けるべきである。
- (4) 産前産後休暇取得者、育児休業者等が増加傾向であることを踏まえ、働きやすい環境づくりを進めるため、育児休業者の代替措置として正規教職員を充てた場合にも、国庫負担金の算定基礎定数に含めるべきである。



小学校における外国語教育について

1 小学校外国語の指導体制について

	主な役割等
CET (中核英語教員) 各小学校 1 名	<ul style="list-style-type: none"> ○ 外国語教育推進リーダーとしての活動 ・ カリキュラムの作成 ・ ALT、ERT と連携 ・ 英語授業を T1 または T2 として実施 ・ 学級担任をもちながら、教科交換により、授業を実施 ・ 学級担任が T1 として授業を行えるよう校内研修等で指導
ERT (小学校英語強化非常勤講師) R2 80 校に配置	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学級担任が実施する外国語の授業を支援・強化 ・ T2 として英語面で授業の支援 ・ 授業づくりの指導・助言 ・ ALT とのチームティーチングを支援
ALT (外国語指導助手) R2 113 名配置 (小 70 名)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 英語の面での支援 ・ 異文化を受容する態度の育成 ・ コミュニケーション能力の育成 ・ 主体的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成

専科指導教員 R2 8 名分の定数を 10 校に配置 ※ C E T の役割を担う場合が多い。	<ul style="list-style-type: none"> ・ 新学習指導要領の全面実施に向けて、小学校外国語教育の充実と教員の負担軽減 ・ 一定の英語力を有する教員による、質の高い英語教育の実施と、他の担任への外国語授業や教材研究等に関する指導・助言
--	---

2 小学校外国語に係る研修について

研修名	研修内容の概要
小学校外国語教育推進担当者研修 (C E T 研修)	各校 C E T 1 名参加 <ul style="list-style-type: none"> ・ 英語教育を推進するために必要な知識を身に付ける。
小学校英語強化教員研修 (E R T 研修)	<ul style="list-style-type: none"> ・ E R T 参加 ・ 各小学校の支援に必要な知識と技能を身に付ける。
希望研修 小学校外国語教育	<ul style="list-style-type: none"> ・ 希望する小学校教員 ・ 英語力、授業力の向上

3 英語専科指導教員の配置に必要な人件費について (小学校 3・4 年週 1 コマ、5・6 年週 2 コマ)

週当たりの授業コマ数	人的体制	対象校	人件費 (千円)
～ 1 2 コマ	非常勤講師	20	40,220
1 3 ～ 2 4 コマ	正規教員	59	353,410
2 5 コマ～	正規教員+非常勤講師	25	200,025
計		104	593, 655

※ 正規教員一人当たりの人件費 5,990 千円

※ 非常勤講師 (週 17 時間) 一人当たりの人件費 2,011 千円

都道府県及び政令指定都市における地方単独財源による少人数学級の実施状況

都道府県		地方単独財源による実施	政令市指定都市		地方単独財源による実施
1	北海道		1	札幌市	○
2	青森県	○	2	仙台市	○
3	岩手県		3	さいたま市	
4	宮城県		4	千葉市	
5	秋田県	○	5	川崎市	
6	山形県	○	6	横浜市	
7	福島県	○	7	相模原市	
8	茨城県	○	8	新潟市	
9	栃木県		9	静岡市	○
10	群馬県	○	10	浜松市	○
11	埼玉県		11	名古屋市	
12	千葉県		12	京都市	
13	東京都	○	13	大阪市	
14	神奈川県		14	堺市	
15	新潟県		15	神戸市	
16	富山県	○	16	岡山市	
17	石川県		17	広島市	○
18	福井県	○	18	北九州市	
19	山梨県		19	福岡市	
20	長野県	○	20	熊本市	○
21	岐阜県		計		6
22	静岡県	○	※上記のうち、6自治体は非公表		
23	愛知県				
24	三重県				
25	滋賀県	○			
26	京都府	○			
27	大阪府				
28	兵庫県	○			
29	奈良県				
30	和歌山県				
31	鳥取県				
32	島根県	○			
33	岡山県	○			
34	広島県				
35	山口県				
36	徳島県				
37	香川県	○			
38	愛媛県				
39	高知県	○			
40	福岡県				
41	佐賀県	○			
42	長崎県				
43	熊本県				
44	大分県				
45	宮崎県				
46	鹿児島県				
47	沖縄県				
計		19			

- **日本における学級規模の中央値について**

学級規模平均は、経済協力開発機構（OECD）の「カントリーノート図表で見る教育」において、公表されておりますが、OECD 諸国と比較するための学級規模の中央値につきましては、OECD 東京センターへ確認したところ、中央値のデータはございませんでした。

学級増に伴い不足する教室数と増築に必要な工事費について

文教委員会資料3及び資料4について、1教室あたりの工事費として算出した、普通教室のみを増築工事した学校の実績において、給食室改修などの普通教室以外の工事費や設計費及び工事監理費が含まれていたこと、実績としていた金額や教室数に誤りがあったため、次のとおり修正します。

増築工事

増築工事には、児童生徒数や学級数の増加に伴い必要なものとして音楽室や理科室などの特別教室の増築や、職員室や給食室の改修、また、学校の敷地内において増築校舎を建築できるスペースも限られるため、移設が必要な体育倉庫や用務員作業所との合築など、学校によりさまざまな実情がございます。

そのため普通教室のみを増築するのに必要な工事費を算出することは大変困難でございます。改めて末長小学校、西楯ヶ谷小学校、塚越中学校の増築工事を参考として試算すると次のとおりとなります。

【増築工事における3校の工事内容】

	工事内容
末長小学校	普通教室、多目的室、音楽室、給食室改修ほか
西楯ヶ谷小学校	普通教室、体育倉庫、用務員作業所ほか
塚越中学校	普通教室、第二理科室、第二音楽室、多目的ホール、体育倉庫ほか

試算の条件

- 各学校の工事費等の中から、普通教室の増築と直接関連しないもので、分けることが可能な次の費用を除いた決算額で試算
 ※ 給食室改修の工事費及び工事監理費、仮設用務員作業所等借上料、仮設倉庫借上料
- 増築工事に必要な設計費及び工事監理費を含めた決算額で試算
- 実際に普通教室として増築した教室数で試算

修正内容

資料3 2 教室の整備 学級増に伴い不足する教室数と増築に必要な工事費						
	不足する教室数	費用(千円)		不足する教室数	費用(千円)	
小学校	102	10,448,676	➔	小学校	102	10,500,186
中学校	45	4,609,710		中学校	45	4,632,435
計	147	15,058,386		計	147	15,132,621

資料4 2 教室の整備 学級増に伴い不足する教室数と増築に必要な工事費						
	不足する教室数	費用(千円)		不足する教室数	費用(千円)	
小3	3	307,314	➔	小3	3	308,829
中1	4	409,752		中1	4	411,772
小3~中3	25	2,560,950		小3~中3	25	2,573,575

※ 1教室あたりの工事費

(末長小@89,110千円+西楯ヶ谷小@114,796千円+塚越中@104,923千円)÷3

=102,943千円

新卒の場合における人件費について

文教委員会において、請願審査における片柳委員からの「教員 1 人当たりの人件費が 599 万円だということだが、新卒の場合だとどれぐらいの給与になるか」との質問に対し、教職員企画課長が「1 人当たり 410 万 7,855 円である」と答弁した内容について、新卒 1 人当たりの人件費を算出するにあたっては、改定前の給料表を使用して、義務教育等教員特別手当も含めた金額で算出していたため、資料 3 及び資料 4 と同じ考え方にに基づき再計算した場合、次の金額となります。

新卒の場合における教諭一人当たりの人件費

4,124,439 円